

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	軽自動車税(種別割)賦課に関する事務 重点項目評価

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

越谷市は、軽自動車税(種別割)賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

軽自動車税(種別割)賦課に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

越谷市長

## 公表日

令和8年1月26日

[令和6年10月 様式3]

## 項目一覧

I 基本情報

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

III リスク対策

IV 開示請求、問合せ

V 評価実施手続

(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税(種別割)の賦課に関する事務
②事務の内容	<p>地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>1. 軽自動車税(種別割)の賦課事務 軽自動車税(種別割)は、賦課期日(4月1日)時点において、本市内に軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車)の主たる定置場を有する所有者等に対して課税を行うものである。この賦課事務については、以下により行う。</p> <p>(1)軽自動車等を購入又は譲渡により所有した場合や、譲渡や盗難などにより所有しなくなった場合に、申告を受け付ける。</p> <p>①三輪・四輪の軽自動車に関しては軽自動車検査協会で申告を受け付けし、本市へ回送される。</p> <p>②二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車に関しては運輸支局で申告を受け付けし、本市へ回送される。</p> <p>③原動機付自転車・小型特殊自動車に関するものは、本市で申告を受け付け、課税標識の回収若しくは交付を行なう。また、申請に基づき、標識交付証明書・廃車申告受付書の発行を行なう。</p> <p>(2)申告された内容を基に課税し納税者に納税通知書を送付する。</p> <p>(3)身体障害者手帳の交付を受けている場合など、減免事由に該当する場合は減免申請書を受け付け、減免を行う。</p> <p>2. 情報提供ネットワークシステムを用いた照会 情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>
③対象人数	<p>〔 10万人以上30万人未満 〕</p> <p>〔選択肢〕</p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	軽自動車税(種別割)システム
②システムの機能	<p>(1)車両管理 ・最新の車両情報の表示 ・各種証明書の発行</p> <p>(2)異動処理 ・最新の収納情報の表示及び廃車等の異動処理車台に対する納付状況の表示 ・現年と遡及年限を考慮した過年更正を表示</p> <p>(3)名義変更 ・廃車や名義変更が行なわれた車体は背景色を変更して表示 ・車種毎に背景色を変更して表示</p> <p>(4)備考履歴管理 ・備考として納税義務者とのやりとりを複数件管理 ・備考の登録年月日を管理しているため、対応の履歴を管理</p> <p>(5)当初賦課 ・賦課期日時点の車両所有者を対象とした納税通知書の作成</p>
③他のシステムとの接続	<p>〔 〕情報提供ネットワークシステム</p> <p>〔 〕住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>〔 ○ 〕宛名システム等</p> <p>〔 〕その他 ( )</p> <p>〔 ○ 〕府内連携システム</p> <p>〔 〕既存住民基本台帳システム</p> <p>〔 ○ 〕税務システム</p>

システム2~5	
システム2	
①システムの名称	税宛名システム
②システムの機能	(1)宛名情報の登録、照会、更新 (2)住登外宛名の登録、照会、更新 (3)納管人の登録、照会、更新
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input checked="" type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ <input checked="" type="radio"/> ] 税務システム [ ] その他 ( )
システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名システム(以下「統合宛名システム」という。)
②システムの機能	(1)宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号(以下「統合宛名番号」という。)が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する。各事務システムからの統合宛名番号要求に対し、統合宛名番号を付番し、各事務システム及び中間サーバーに対し返却する。 (2)宛名情報等管理機能 統合宛名システムにおいて宛名情報を統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。 (3)中間サーバー連携機能 中間サーバー、又は中間サーバー端末からの要求に基づき、統合宛名番号に紐づく宛名情報等を通知する。 (4)各事務システム連携機能 各事務システムからの要求に基づき、個人番号、又は統合宛名番号に紐づく宛名情報を通知する。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input checked="" type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ <input checked="" type="radio"/> ] 税務システム [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 中間サーバ )
システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	(1) 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 (2) 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 (3) 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 (4) 各業務システム接続機能 中間サーバーと各業務システム、統合宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 (5) 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 (6) 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 (7) データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 (8) セキュリティ管理機能 暗号化／復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リスト情報を管理する。 (9) 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 (10) システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。

③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム		
	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム		
	[○] 宛名システム等	[ ] 税務システム		
	[ ] その他 ( )			
<b>システム5</b>				
<b>システム6~10</b>				
<b>システム11~15</b>				
<b>システム16~20</b>				
<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>				
軽自動車税の申告及び賦課に関する事務				
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>				
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表24の項  2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条			
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>				
①実施の有無	[      実施する      ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表で定める事務  (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、34、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、167、168、169、170、171、172、173)  (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(48)			
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>				
①部署	行財政部市民税課			
②所属長の役職名	課長			
<b>7. 他の評価実施機関</b>				

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
軽自動車税の申告及び賦課に関する事務		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 <b>※</b>	[ <input type="checkbox"/> システム用ファイル ]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	本市内に軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車)の主たる定置場を有する所有者等(過去に本市内に軽自動車等の主たる定置場を有していた所有者等を含む)。	
その必要性	軽自動車税(種別割)において公平かつ適正な課税を行うため。	
④記録される項目	[ <input type="checkbox"/> 100項目以上 ]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> </ul> </li> <li>・連絡先等情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> </ul> </li> <li>・業務関係情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul> </li> </ul>	
その妥当性	<p>※軽自動車税(種別割)賦課情報ファイルに個人番号は保有しないが、軽自動車税(種別割)システムにおいて、宛名番号と紐付けて個人番号を特定することができるため、特定個人情報ファイルとして定義している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 対象者を特定するために記録</li> <li>・連絡先等情報 対象者の納税通知書の送付先の把握のために記録</li> <li>・業務関係情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)地方税関係情報 軽自動車税(種別割)の公平かつ適正な課税を行なうため、賦課期日時点の納税義務者の状況を記録</li> <li>(2)児童福祉及び障害者福祉関係情報 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳に係る情報により、軽自動車税(種別割)減免の適用判定及び減額を行なうために記録</li> </ul> </li> </ul>	
全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開始日	平成27年10月	
⑥事務担当部署	市民税課	

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 <b>※</b>		[○] 本人又は本人の代理人								
		[○] 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、障害福祉課、子ども福祉課 )								
		[○] 行政機関・独立行政法人等 ( 関東運輸局埼玉運輸支局 )								
		[○] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 地方公共団体情報システム機構、他市区町村 軽自動車税担当部署、他市区町村障害者福祉担当部署、他市区町村住民登録担当部署、他市区町村子ども福祉担当部署 )								
		[○] 民間事業者 ( 軽自動車検査協会埼玉事務所 )								
②入手方法		[ ] その他 ( )								
		[○] 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ								
		[ ] 電子メール [○] 専用線 [○] 庁内連携システム								
		[○] 情報提供ネットワークシステム								
③使用目的 <b>※</b>		課税の根拠となる車両情報を基に納税義務者の特定を行ない、適正な課税額の算出を行なうため。								
④使用の主体	使用部署	行財政部(市民税課)、市民協働部(北部出張所、南部出張所)								
	使用者数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">[ 50人以上100人未満 ]</td> <td style="text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[ 50人以上100人未満 ]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満		5) 500人以上1,000人未満
[ 50人以上100人未満 ]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる定置場を本市としている原動機付自転車・軽自動車等に関する情報を登録(更新)し、課税台帳を作成する。</li> <li>・課税台帳を基に賦課決定し、納税義務者に対し納税通知書を発布する。</li> <li>・身体障害者手帳等から障害の区分・等級を確認し、減免の適用判定を行なう。</li> <li>・交付申請に基づき、標識交付証明書・廃車申告受付書の発行を行なう。</li> </ul>								
⑥情報の突合		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人特定のため、申告書と基本4情報を突合する。</li> <li>・本人特定のため、住民登録外者について、個人番号により住民票関係情報と突合する。</li> <li>・住民異動により変更された個人情報においては、個人番号により突合及び更新を行なう。</li> <li>・減免適用判定のため、本人の申告内容と身体障害者手帳等の障害の区分及び等級を突合する。</li> </ul>								
⑦使用開始日		平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 <b>※</b>	[ 委託する ]	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	軽自動車税(種別割)システムの保守運用委託(帳票印刷業務を含む)		
①委託内容	市税電算システム(軽自動車税(種別割)システム)の保守運用		
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社アイネス		
④再委託の有無 <b>※</b>	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
再委託	⑤再委託の許諾方法	越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針に基づき、越谷市と委託先との協議の上、正当な事由により越谷市の承諾があった場合に限り、再委託を認めている。この場合において、委託先が越谷市との契約と同等の安全管理措置を講じられる再委託契約を締結するとともに、再委託先が契約内容を遵守しているか監督し、その結果を速やかに越谷市に報告することを義務付けている。また、再委託契約の内容及び再委託先の業務に係る点検等の結果が記載された書類の提出を受け、越谷市の担当部署が確認することとしている。	
	⑥再委託事項	軽自動車税(種別割)システム保守運用業務委託	
委託事項2~5			
委託事項6~10			
委託事項11~15			
委託事項16~20			

## 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている ( ) 件 <input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている ( 215,000 ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	<p style="text-align: right;">[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p style="text-align: right;">[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: right;">[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p style="text-align: right;">[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	
提供先2~5	
提供先6~10	
提供先11~15	
提供先16~20	
移転先1	福祉部 生活福祉課
①法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表42及び125の項並びに越谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例で定める事務の右欄に掲げる事務
②移転先における用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</li> <li>・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</li> </ul>
③移転する情報	軽自動車税(種別割)関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市内に軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車)の主たる定置場を有する所有者等(過去に本市内に軽自動車等の主たる定置場を有していた所有者等を含む)。
⑥移転方法	<p style="text-align: right;">[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線</p> <p style="text-align: right;">[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: right;">[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p style="text-align: right;">[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会の都度隨時

移転先2~5	
移転先2	行財政部 収納課
①法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表48の項及び越谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例で定める事務の右欄に掲げる事務
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	軽自動車税(種別割)関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市内に軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車)の主たる定置場を有する所有者等(過去に本市内に軽自動車等の主たる定置場を有していた所有者等を含む)。
⑥移転方法	<p style="text-align: center;">[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙</p> <p style="text-align: center;">[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会の都度随時
移転先6~10	
移転先11~15	
移転先16~20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 <span style="color: red;">※</span>	<p style="text-align: center;">&lt;越谷市における措置&gt;</p> <p>入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。 紙媒体については越谷市文書管理規定により施錠できるファイリングキャビネットに保管する。 電子記録媒体については、施錠できる場所に保管する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p style="text-align: center;">&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>
7. 備考	

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### 軽自テーブル

1.申告書番号年度,2.申告書番号連番,3.廃車時申告書番号年度,4.廃車時申告書番号連番,5.車種コード,6.標識1,7.標識2,8.標識3,9.世代,10.所有者コード,11.登録事由,12.登録備考1,13.登録備考2,14.登録年月日,15.登録受付年月日,16.廃車事由,17.廃車備考1,18.廃車備考2,19.廃車年月日,20.廃車受付年月日,21.返納区分,22.標識返納年月日,23.車名コード,24.車名2,25.電気区分,26.排気量,27.出力,28.車台番号,29.型式,30.年式,31.型式番号,32.課税区分,33.課税保留事由,34.課税備考,35.非開始年月日,36.非終了年月日,37.前課税区分,38.旧所有者,39.旧所有者申告書番号,40.新所有者,41.新所有者申告書番号,42.旧標識1,43.旧標識2,44.旧標識3,45.旧車種コード,46.防犯登録番号,47.定置場住所コード,48.定置場番地,49.定置場号,50.定置場号枝番,51.異動事由,52.異動年月日,53.過年度申告書番号年度,54.過年度申告書番号連番,55.職員番号,56.使用者区分,57.使用者コード,58.定置場ハガキ停止区分,59.口座停止フラグ,60.レコード作成日,61.動力型式,62.他市標識回収区分,63.他市標識回収番号,64.軽自用課税番号,65.登録拠点コード,66.異動拠点コード,67.証明制限,68.異動制限,69.車種変更日,70.旧車種,71.新規検査,72.燃費基準達成車情報,73.被けん引車

### 軽自課税マスターべル

1.申告書番号年度,2.申告書番号連番,3.世代,4.課税年度,5.年分,6.期別,7.通知番号,8.所有者コード,9.当初税額,10.税額,11.増減額,12.納付額,13.未納額,14.還付額,15.収納年月日,16.納入期限,17.証紙番号,18.領収書番号,19.公示送達,20.不一致表示,21.車種コード,22.標識1,23.標識2,24.標識3,25.レコード作成日,26.収納備考,27.返戻区分,28.当初納期限,29.納期限2,30.異動事由,31.税率フラグ

### 軽自減免テーブル

1.申告書番号年度,2.申告書番号連番,3.課税区分,4.使用目的区分,5.使用目的備考,6.初回受付年度,7.身体障害者コード,8.運転者コード,9.減免申請書出力フラグ,10.メモ欄,11.異動年月日,12.納税義務者との続柄区分,13.納税義務者との続柄,14.手帳の種類,15.手帳都道府県名,16.手帳記号番号,17.手帳交付年月日,18.障害の区分,19.障害区分備考,20.障害の級別等,21.障害者との続柄区分,22.障害者との続柄,23.免許証番号,24.免許の種類,25.免許交付年月日,26.免許有効期限,27.免許の条件,28.車種コード,29.標識1,30.標識2,31.標識3,32.所有者コード,33.レコード作成日,34.更新日,35.課税保留区分,36.減免区分,37.減免決定番号,38.用途,39.用途備考,40.形状,41.形状備考

### 軽自削除テーブル

1.申告書番号年度,2.申告書番号連番,3.廃車時申告書番号年度,4.廃車時申告書番号連番,5.車種コード,6.標識1,7.標識2,8.標識3,9.世代,10.所有者コード,11.登録事由,12.登録備考1,13.登録備考2,14.登録年月日,15.登録受付年月日,16.廃車事由,17.廃車備考1,18.廃車備考2,19.廃車年月日,20.廃車受付年月日,21.返納区分,22.標識返納年月日,23.車名コード,24.車名2,25.電気区分,26.排気量,27.出力,28.車台番号,29.型式,30.年式,31.型式番号,32.課税区分,33.課税保留事由,34.課税備考,35.非開始年月日,36.非終了年月日,37.前課税区分,38.旧所有者,39.旧所有者申告書番号,40.新所有者,41.新所有者申告書番号,42.旧標識1,43.旧標識2,44.旧標識3,45.旧車種コード,46.防犯登録番号,47.定置場住所コード,48.定置場番地,49.定置場号,50.定置場号枝番,51.異動事由,52.異動年月日,53.過年度申告書番号年度,54.過年度申告書番号連番,55.職員番号,56.使用者区分,57.使用者コード,58.定置場ハガキ停止区分,59.口座停止フラグ,60.レコード作成日,61.動力型式,62.他市標識回収区分,63.他市標識回収番号,64.軽自用課税番号,65.登録拠点コード,66.異動拠点コード,67.証明制限,68.異動制限,69.車種変更日,70.旧車種,71.新規検査,72.燃費基準達成車情報,73.被けん引車

### 軽自収納管理テーブル

1.申告書番号年度,2.申告書番号連番,3.標識1,4.標識2,5.標識3,6.宛名コード,7.税目,8.年度,9.年分,10.通知番号,11.期別,12.返戻区分,13.当初納期限,14.納期限,15.返戻日,16.納期限2,17.レコード作成日時

### 軽自備考履歴テーブル

1.ナンバー,2.申告書番号年度,3.申告書番号連番,4.備考年月日,5.備考,6.方法,7.最終更新職員,8.最終更新職員番号,9.初回更新職員,10.初回更新職員番号

### 軽自弁償金納付書テーブル

1.申告書番号年度,2.申告書番号連番,3.世代,4.年分,5.所有者コード,6.税額,7.納付額,8.未納額,9.収納年月日,10.発布日,11.納付書番号,12.車種コード,13.標識1,14.標識2,15.標識3,16.レコード作成日,17.収納備考

### 団体内統合宛名

1.個人番号,2.情報提供用個人番号識別符号、3.団体内宛名番号

### 中間サーバー

1.情報提供等の記録等

### III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税の申告及び賦課に関する事務	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人又は本人の代理人から受領するもの 軽自動車税(種別割)事務(原動機付自転車等の本市が申告を受領するもの)の申告書等については、本人又は本人の代理人が提出するものであり、個人番号カード及び身分証の提示による本人確認を行なうことで、対象者以外の情報の入手を防止する。また、申告書等の様式については、必要な情報のみ記載するものとなっているため目的外の情報を入手することはない。さらに、申告書等を受け付ける際には、余白に不必要的情報が記載されていないことを確認する。</li> <li>・他団体からの提供を受けるもの 他団体にて受領した情報の提供を受ける場合については、基本4情報の内容を照合し、本市の課税対象者であることを確認する。</li> <li>・連携システムにて提供を受けるもの 各庁内連携システムにおいては、情報の取得を必要情報のみに限定しており、それ以外の情報の取得はできない構成となっている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
①不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置 ・住民からの申請については、賦課に係る資料となる旨説明して取得することで、不適切な入手を防止している。 ・ユーザ単位にシステム権限を分けており、事務を行う上で必要最低限な項目だけに制限することで、ユーザがシステム上で不適切な方法で入手が行えないよう対策を講じている。	
②入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置 ・住民からの申請においては、本人の個人番号カードにより、個人番号の確認を行い、本人確認書類の提示、対面による聞き取り等により対象者を特定する。 ・データ化してシステムに取り込む際に論理的エラーチェックを行い正確性を確保し、個人番号に加え基本4情報の合致により対象者の確認を行う。	
③入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置 ・紙及び電子媒体により提出される賦課に係る資料は、作業場所を特定し鍵付きの保管庫に保管し漏えい・紛失を防止している。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザ単位の権限により、不要なアクセスを行えないよう制御している。</li> <li>・個人番号を利用しない各システムから要求に応じないよう制御している。</li> <li>・中間サーバーからの要求に応じるだけであるため、必要な情報の切分けは中間サーバーで行われている。</li> <li>・統合宛名システムは特定個人情報の中間サーバーへの連携を目的としており、その他のシステムに連携する機能は有していない。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを利用できる職員を限定しており、生体認証とパスワードによる二段階認証とすることでなりすましを防止している。</li> <li>・職員が退職した等により、システムを利用しなくなった場合については、各事務を所管する事業課からの依頼に応じて、速やかにシステムの利用権限を消去することとしている。</li> </ul>
その他の措置の内容	定期的にユーザIDの棚卸しを実施している。
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
<p>①従業者が事務外で使用するリスクに対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを利用する職員に対して情報セキュリティ研修を実施し、事務外利用の禁止等について指導する。</li> <li>・アクセスログやシステム操作の履歴(利用者ID、日時、システムへのアクセス状況、データへのアクセス状況)を記録している。</li> </ul> <p>②特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する処置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各システム上の管理権限を与えたもの以外、情報の複製は行えない仕組みとしている。</li> </ul>					
<p><b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ] 委託しない</p>					
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク					
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
規定の内容	越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針に基づき、秘密の保持、厳重な保管及び搬送、委託目的以外の利用等禁止、複写及び複製の禁止、事故発生時の報告、委託契約終了時の個人情報の返還・処分を義務づけている。				
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない			
具体的な方法	越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針に基づき、越谷市と委託先との協議の上、内部規定に定められた再委託理由に該当し越谷市の承諾があった場合に限り、再委託を認めている。この場合において、委託先は、越谷市との契約書と同等の再委託契約を締結するとともに、再委託契約をした者が委託先との契約書の内容を遵守しているか監督し、その結果を速やかに越谷市に報告することを義務付けている。				
その他の措置の内容	—				
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
<p>①委託先による特定個人情報の保管・消去、委託契約終了後の不正な使用等に関するリスクに対する処置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針に基づき、委託先に対して、秘密の保持、厳重な保管及び搬送、委託目的以外の利用等の禁止、複写及び複製の禁止、委託契約終了時の個人情報の返還・処分などを義務づけている。また、必要があると認められるときは、委託先に対し報告、検査等を求めることができる。</li> <li>・越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針に基づき、委託先は、委託契約が終了し、又は解除された場合は、契約事務に係る個人情報を速やかに越谷市に返還し、又は越谷市の指示若しくは承認があるときは、漏えいを来さない方法で確実に処分することを義務づけている。</li> </ul>					

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p><b>【移転】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用部署からデータ利用申請を提出させ、事務担当部署がその法的根拠等を判断し、承認したのみ移転を許可することを内部規定に定めている。</li> <li>・定期的に情報セキュリティ研修を実施し、個人情報の取扱いについて指導している。</li> <li>・紙による移転については、所属長の許可を得て行なっている。</li> </ul>		
その他の措置の内容	システム連携による移転・提供に関する情報は全て履歴を記録している。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>①不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置</p> <p><b>【移転】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府内のデータ連携については、予め定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定している。</li> </ul> <p>②誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク</p> <p><b>【移転】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを通じての移転の場合、対象となるデータや移転先はシステム制御により担保されている。</li> </ul>			

## 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)

### リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;軽自動車税(種別割)業務システムの運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法の規定に基づき、認められている範囲内において特定個人情報の照会を行う。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
	<p>[ ] 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>		

### リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
	<p>[ ] 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>		

### 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			
--	--	--	--

## 7. 特定個人情報の保管・消去

リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行ってない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	

<p>その他の措置の内容</p>	<p>＜越谷市における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大部分のシステムについては、耐震性に優れ、停電時にも電源供給が可能なデータセンターへサーバを移設している。</li> <li>・データセンターへ入室可能な職員を限定し、更には入退室管理簿の記入を徹底している。</li> <li>・コンピュータウイルス監視ソフトを導入している。また新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルを定期的に更新している。</li> <li>・システムを利用できる職員を限定している。</li> <li>・ログインには生体認証を用いており、簡単になりますしができないよう制御している。</li> <li>・アクセスログや操作ログといった履歴を記録している。</li> </ul> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>物理的対策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。</li> <li>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</li> <li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。</li> <li>・日本国内でデータを保管している。</li> </ol> <p>技術的対策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。</li> <li>⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</li> <li>⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</li> </ol> <p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞</p> <p>物理的対策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセス出来るよう適切な入退室管理策を行っている。</li> <li>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</li> </ol> <p>技術的対策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</li> <li>②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)はガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</li> <li>③クラウド事業者はガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</li> <li>④クラウド事業者はガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</li> <li>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</li> <li>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</li> </ol>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>〔 十分である 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>①特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号を含め宛名情報については、住民登録システムより、隨時、異動データを連携することにより最新化する。</li> </ul> <p>②特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保存期間が過ぎて不要となった特定個人情報は、システムで判別して削除を実施する。</li> <li>・紙や電子媒体について、保存期間が過ぎて不要となった特定個人情報は、溶解またはシュレッダー、データ消去等の確実な消去を行う。</li> <li>・特定個人情報が記録されていた電子機器については物理消去を実施する。</li> </ul> <p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞</p> <p>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	

8. 監査						
実施の有無	[○]自己点検 [ ] 内部監査 [○]外部監査					
9. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	〔選択肢〕 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
具体的な方法	<p>〈越谷市における措置〉 毎年、情報セキュリティや個人情報(マイナンバーも含む)についての研修を受講している。また、受講できない職員については研修資料を回覧するなどの情報共有を図り、勉強の機会を与えていている。</p> <p>〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>					
10. その他のリスク対策						
<p>・毎年、情報セキュリティに関する意識調査を実施することとしている。</p> <p>・毎年、特定個人情報を取扱う事業課の中から複数課所を選定し情報セキュリティを専門に扱う事業者による外部監査を実施することとしている。</p> <p>〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>〈ガバメントクラウドにおける措置〉 ガバメントクラウド上の業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上の業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>						

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	越谷市総務部総務課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9136
②請求方法	本人確認書類の提示および指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 ※電話及びFAXでの請求は、開示請求者が本人であることが十分に確認できないことから認めていない。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	越谷市行財政部市民税課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9144
②対応方法	受付票を作成し、問合せ内容・対応等について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年1月26日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施) ]
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長	①部 署 市民税務部市民税課 ②所属長 関根 和美	①部 署 行財政部市民税課 ②所属長 高橋 和彦	事後	①平成28年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更 ②人事異動に伴う所属長の変更
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	市民税務部市民税課	行財政部市民税課	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
平成28年4月1日	IV開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	越谷市総務部文書法規課情報公開センター 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9136	越谷市総務部総務課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9136	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
平成28年4月1日	IV開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	越谷市市民税務部市民税課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9145	越谷市行財政部市民税課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9145	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体・使用部署	市民税務部(市民税課、北部出張所、南部出張所)	行財政部(市民税課)、市民協働部(北部出張所、南部出張所)	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2	市民税務部収納課	行財政部収納課	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
平成29年6月29日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	なし	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	事後	主務省令の改正等に伴う形的な変更
平成29年6月29日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	なし	(別表第二における情報提供) 38、85-2	事後	主務省令の改正等に伴う形的な変更
平成29年6月29日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	27の項	・第一覧(情報照会者)が「市町村長」、「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税、その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第27項、第28項)	事後	主務省令の改正等に伴う形的な変更
平成30年6月5日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	②所属長 高橋 和彦	②所属長 木村 和明	事後	人事異動に伴う所属長の変更
平成30年6月5日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 117、120	(別表第二における情報提供の根拠) 119	事後	主務省令の改正等に伴う形的な変更
令和1年6月26日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	②所属長 木村 和明	②課長	事後	個人情報保護委員会規則等の改正に伴う様式の見直しによる記載事項の変更

令和3年2月4日	表紙 評価書名  個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言  I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 ②事務の内容  2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用する システム システム1 ①システムの名称  3. 特定個人情報ファイル名  5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠  6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	軽自動車税賦課に関する事務 重点項目評価書  軽自動車税(※2ヶ所)  ①軽自動車税の賦課に関する事務 ②軽自動車税(※2ヶ所)  ①軽自動車税システム  3. 軽自動車税賦課情報ファイル  ②(別表第二における情報提供の根拠) 16、 115  ①行財政部市民税課	軽自動車税(種別割)賦課に関する事務 重点 項目評価書  軽自動車税(種別割)(※2ヶ所)  ①軽自動車税(種別割)の賦課に関する事務 ②軽自動車税(種別割)(※2ヶ所)  ①軽自動車税(種別割)システム  3. 軽自動車税(種別割)賦課情報ファイル  ②(別表第二における情報提供の根拠) 16- 1、115-1  ①市民税課	事後	法改正による税目名称の変 更 及び 特定個人情報保護評価(重点 項目評価)の再実施
	II 特定個人情報ファイルの概 要 1. 特定個人情報ファイル名  2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲※ (その必要性)  ④記録される項目 (その妥当性)  ⑥事務担当部署  4. 特定個人情報ファイルの 取り扱いの委託 委託事項1 ①委託内容 ⑤再委託の許諾方法  5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無  移転先1 ①法令上の根拠 ③移転する情報 移転先2 ①法令上の根拠 ③移転する情報	1. 軽自動車税賦課情報ファイル  ③軽自動車税  ④軽自動車税(※4ヶ所)  ⑥行財政部市民税課  委託事項1 軽自動車税 ①委託内容 (軽自動車税) ⑤「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する 指針」及び「個人情報取扱特記事項」に基づき ~(後略)  5. 移転を行っている (198,468)件  移転先1 ①(仮称) 越谷市行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律 に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例 ③軽自動車税関係情報  移転先2 ①(仮称) 越谷市行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律 に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例 ③軽自動車税関係情報	1. 軽自動車税(種別割)賦課情報ファイル  ③軽自動車税(種別割)  ④軽自動車税(種別割)(※4ヶ所)  ⑥市民税課  委託事項1 軽自動車税(種別割) ①委託内容 (軽自動車税(種別割)システム) ⑤「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する 指針」に基づき~(後略)  5. 移転を行っている (215,000)件  移転先1 ①越谷市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づ く個人番号の利用に関する条例 ③軽自動車税(種別割)関係情報 移転先2 ①越谷市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づ く個人番号の利用に関する条例 ③軽自動車税(種別割)関係情報		
令和3年2月4日	(別添1)特定個人情報ファ イル記録項目	軽自テーブル 67.車種変更日,68.異動事由  軽自課税マステーブル 30.異動事由  軽自削除テーブル 66.異動拠点コード  軽自備考履歴テーブル 5.備考	軽自テーブル 67.証明制限,68異動制限,69.車 種変更日,70.旧車種,71.新規検査,72.燃費基準 達成車情報,73.被けん引車  軽自課税マステーブル 31.税率フラグ  軽自削除テーブル 67.証明制限,68異動制 限,69.車種変更日,70.旧車種,71.新規検査,72.燃 費基準達成車情報,73.被けん引車  軽自備考履歴テーブル 6.方法,7.最終更新職 員,8.最終更新職員番号,9.初回更新職員,10.初 回更新職員番号	事後	特定個人情報保護評価(重点 項目評価)の再実施

令和3年2月4日	<p>IIIリスク対策</p> <p>1. 特定個人情報ファイル名</p> <p>2. 特定個人情報の入手 リスク: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p> <p>特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> <p>3. 特定個人情報の使用 ユーザ認証の管理(具体的な管理方法)</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク: 委託先における不正な使用等のリスク 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定(既定の内容)</p> <p>再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保(具体的な方法)</p> <p>特定個人情報ファイルの取扱いにおけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>1. 軽自動車税賦課情報ファイル</p> <p>2. 軽自動車税 または通知カード及び身分証 本人の個人番号カード又は個人番号通知カード</p> <p>3. ~生体認証などで(中略) ~システムにログインする場合にパスワード認証を利用する場合、定期的にパスワードを変更している。</p> <p>4. 「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、秘密の保持、厳重な保管及び搬送、委託以外の利用等禁止、複写及び複製の禁止、事故発生時の報告、委託契約終了時の個人情報の返還・処分を義務づけている。</p> <p>「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、~(中略)~この場合において、委託先は、越谷市との契約書と同等の再委託契約を締結するとともに~(後略)</p> <p>・「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」及び「個人情報取扱特記事項」に基づき(※2ヶ所)</p>	<p>1. 軽自動車税(種別割)賦課情報ファイル</p> <p>2. 軽自動車税(種別割) (削除)</p> <p>本人の個人番号カード</p> <p>3. ~生体認証とパスワードによる二要素認証とすることで(中略) ~(削除)</p> <p>4. 越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針に基づき、委託先における安全管理措置、秘密保持、厳重な保管及び搬送、再委託の禁止等、委託目的以外の利用等の禁止、複写及び複製の禁止、事故発生時の報告義務、委託契約終了時の個人情報の返還又は処分などを規定している。</p> <p>越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針に基づき、~(中略)~この場合において、委託先は、越谷市との契約書と同等の安全措置管理を講じられる再委託契約を締結するとともに~(後略)</p> <p>・越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針に基づき、(※2ヶ所)</p>	事後	法改正による税目名称の変更 及び 特定個人情報保護評価(重点項目評価)の再実施
令和3年2月4日	<p>(III リスク対策 続き)</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> <p>リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> <p>9. 従業員に関する教育啓発 具体的な方法</p> <p>10. その他のリスク対策</p>	<p>6. 軽自動車税</p> <p>7. (新規)</p> <p>9. 特定個人情報の保護に必要な知識の習得を目的として、毎年、研修を実施することとしている。</p> <p>10. 毎年、個人情報を取り扱う事業課の中から複数課所を選定し情報セキュリティを専門に扱う事業者による外部監査を実施することとしている。 &lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	<p>6. 軽自動車税(種別割)</p> <p>7. 特定個人情報が記録されていた電子機器については物理消去を実施する。</p> <p>9. 毎年、情報セキュリティや個人情報(マイナンバーも含む)についての研修を受講している。また、受講できない職員については研修資料を回覧するなどの情報共有を図り、勉強の機会を与えている。</p> <p>10. 毎年、個人情報を取り扱う事業課の中から複数課所を選定し情報セキュリティを専門に扱う事業者による外部監査を実施することとしている。 &lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	事後	法改正による税目名称の変更 及び 特定個人情報保護評価(重点項目評価)の再実施
令和3年2月4日	<p>Ⅴ評価実施手続</p> <p>1. 基礎項目評価 ①実施日</p>	①平成27年7月30日	①令和2年3月18日	事後	特定個人情報保護評価(重点項目評価)の再実施
令和3年11月29日	<p>I 基本情報</p> <p>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠</p>	<p>番号法第19条第7号、第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」、「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27項、第28項)</p>	<p>番号法第19条第8号、第9号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27)</p>	事後	法改正に伴う形式的な変更 (引用条項の整理)

令和3年11月29日	Ⅲリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<p>＜軽自動車税(種別割)業務システムの運用における措置＞ ・番号法の規定に基づき、認められている範囲内において特定個人情報の照会を行う。</p> <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されたため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	<p>＜軽自動車税(種別割)業務システムの運用における措置＞ ・番号法の規定に基づき、認められている範囲内において特定個人情報の照会を行う。</p> <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されたため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	事後	法改正に伴う形式的な変更 (引用条項の整理)
令和3年11月29日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ①入手元	市民課、障害福祉課、子育て支援課	市民課、障害福祉課、子ども福祉課	事後	令和3年度組織改正に伴う部署名の変更
令和8年1月26日	I 基本情報 3.特定個人情報ファイル名	軽自動車税(種別割)賦課情報ファイル	軽自動車税の申告及び賦課に関する事務	事後	見直しに伴う記載事項の修正
令和8年1月26日	I 基本情報 4.個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項</p> <p>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表24の項</p> <p>2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条</p>	事後	法令改正に伴う変更
令和8年1月26日	I 基本情報 5.情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号、第9号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85、2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27)</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表で定める事務 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、34、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、167、168、169、170、171、172、173)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(48)</p>	事後	法令改正に伴う変更
令和8年1月26日	I 基本情報 6.評価実施機関における担当部署 ①部署	市民税課	行財政部 市民税課	事後	文言整理
令和8年1月26日	II特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名	軽自動車税(種別割)賦課情報ファイル	軽自動車税の申告及び賦課に関する事務	事後	見直しに伴う記載事項の修正

令和8年1月26日	II.特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ③対象となる本人の範囲	本市内に軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車)の主たる定置場を有する者(過去に本市内に軽自動車等の主たる定置場を有していた者を含む)。	本市内に軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車)の主たる定置場を有する所有者等(過去に本市内に軽自動車等の主たる定置場を有していた所有者等を含む)。	事後	文言整理
令和8年1月26日	II.特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ①入手元 地方公共団体	地方公共団体情報システム機構、他市区町村軽自動車税担当部署、他市区町村障害者福祉担当部署、他市区町村住民登録担当部署	地方公共団体情報システム機構、他市区町村軽自動車税担当部署、他市区町村障害者福祉担当部署、他市区町村住民登録担当部署、他市区町村子ども福祉担当部署	事後	文言整理
令和8年1月26日	II.特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑤再委託の許諾方法	再委託は原則として禁止しているが、越谷市と委託先との協議の上、内部規定に定められた再委託理由に該当し越谷市の承諾があつた場合に限り、再委託を認めている。	越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針に基づき、越谷市と委託先との協議の上、正当な事由により越谷市の承諾があつた場合に限り、再委託を認めている。この場合において、委託先が越谷市との契約と同等の安全管理措置を講じられる再委託契約を締結するとともに、再委託先が契約内容を遵守しているか監督し、その結果を速やかに越谷市に報告することを義務付けている。また、再委託契約の内容及び再委託先の業務に係る点検等の結果が記載された書類の提出を受け、越谷市の担当部署が確認することとしている。	事後	法令改正に伴う変更
令和8年1月26日	II.特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑥再委託事項	—	軽自動車税(種別割)システム保守運用業務委託	事後	評価書の見直し
令和8年1月26日	II.特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の15、62及び63の項、番号法第9条第2項に基づく越谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表42及び125の項並びに越谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例で定める事務の右欄に掲げる事務	事後	法令改正に伴う変更
令和8年1月26日	II.特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ②移転先における用途	・生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給又は保険料の納付に関する事務であって主務省令で定めるもの ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	・生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令改正に伴う変更
令和8年1月26日	II.特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市内に軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車)の主たる定置場を有する者(過去に本市内に軽自動車等の主たる定置場を有していた者を含む)。	本市内に軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車)の主たる定置場を有する所有者等(過去に本市内に軽自動車等の主たる定置場を有していた所有者等を含む)。	事後	文言整理
令和8年1月26日	II.特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の16の項、番号法第9条第2項に基づく越谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表48の項及び越谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例で定める事務の右欄に掲げる事務	事後	法令改正に伴う変更
令和8年1月26日	II.特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令改正に伴う変更

令和8年1月26日	II. 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先2 (5)移転する情報の対象となる本人の範囲	本市内に軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車)の主たる定置場を有する者(過去に本市内に軽自動車等の主たる定置場を有していた者を含む)。	本市内に軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車)の主たる定置場を有する所有者等(過去に本市内に軽自動車等の主たる定置場を有していた所有者等を含む)。	事後	文言整理
令和8年1月26日	II. 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 保存場所	追加	<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	標準化に伴う追加(再実施)
令和8年1月26日	III.リスク対策 1. 特定個人情報ファイル名	軽自動車税(種別割)賦課情報ファイル	軽自動車税の申告及び賦課に関する事務	事後	見直しに伴う記載事項の修正
令和8年1月26日	III.リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱い委託 リスク: 委託先における不正な使用等のリスク 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針に基づき、委託先における安全措置管理、秘密保持、厳重な保管及び搬送、再委託の禁止等、委託目的以外の利用等の禁止、複写及び複製の禁止、事故発生時の報告義務、委託契約終了時の個人情報の返還又は処分などを規定している。	越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針に基づき、秘密の保持、厳重な保管及び搬送、委託目的以外の利用等の禁止、複写及び複製の禁止、事故発生時の報告、委託契約終了時の個人情報の返還・処分を義務づけている。	事後	法令改正に伴う変更
令和8年1月26日	III.リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱い委託 リスク: 委託先における不正な使用等のリスク 再委託先による特定個人情報ファイルの取扱いの担保 具体的な方法	越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針に基づき、再委託は原則として禁止しているが、越谷市と委託先との協議の上、正当な事由により越谷市の承諾があった場合に限り、再委託を認めている。この場合において、委託先が越谷市との契約と同等の安全管理措置を講じられる再委託契約を締結するとともに、再委託先が契約内容を遵守しているか監督し、その結果を速やかに越谷市に報告することを義務付けている。また、再委託契約の内容及び再委託先の業務に係る点検等の結果が記載された書類の提出を受け、越谷市の担当部署が確認することとしている。	越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針に基づき、越谷市と委託先との協議の上、内部規定に定められた再委託理由に該当し越谷市の承諾があつた場合に限り、再委託を認めている。この場合において、委託先は、越谷市との契約書と同等の再委託契約を締結するとともに、再委託契約をした者が委託先との契約書の内容を遵守しているか監督し、その結果を速やかに越谷市に報告することを義務付けている。	事後	法令改正に伴う変更
令和8年1月26日	III.リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手リスク リスクに対する措置の内容	<軽自動車税(種別割)業務システムの運用における措置> ・番号法の規定に基づき、認められている範囲内において特定個人情報の照会を行う。  <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに応対している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	<軽自動車税(種別割)業務システムの運用における措置> ・番号法の規定に基づき、認められている範囲内において特定個人情報の照会を行う。  <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに応対している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事後	評価書の見直し

令和8年1月26日	III.リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	追加	<p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞</p> <p>物理的対策</p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセス出来るよう適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>技術的対策</p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)はガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークセキュリティ、データアクセスバスター、アクアウォー動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者はガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者はガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、バーチャルファイルの更新を行なう。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>	事前	標準化に伴う追加(再実施)
令和8年1月26日	III.リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	追加	<p>②特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置</p> <p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞</p> <p>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	事前	標準化に伴う追加(再実施)
令和8年1月26日	III.リスク対策 8.監査 実施の有無	自己点検、内部監査、外部監査	自己点検、外部監査	事後	評価書の見直し
令和8年1月26日	III.リスク対策 10.その他のリスク対策	追加	<p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞</p> <p>ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。</p> <p>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	事前	標準化に伴う追加(再実施)
令和8年1月26日	IV.開示請求、問合せ 1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	越谷市個人情報保護条例第14条に基づき、必要事項を記載した開示請求書等を提出する。 ※電話、FAX及び郵送での請求は、開示請求者が本人であることが十分に確認できないことから認めていない。 ※越谷市ホームページ上に、請求方法、開示請求書の様式等を掲載している。	本人確認書類の提示および指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 ※電話及びFAXでの請求は、開示請求者が本人であることが十分に確認できないことから認めていない。	事後	評価書の見直し
令和8年1月26日	IV.開示請求、問合せ 2.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	越谷市行財政部市民税課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9145	越谷市行財政部市民税課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9144	事後	問合せ先の変更
令和8年1月26日	V.評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	令和2年3月18日	令和8年1月26日	事前	特定個人情報保護評価の再実施

令和8年1月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAPP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う記載事項の修正
令和8年1月26日	IIIリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	—	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	事後	評価書の見直し
令和8年1月26日	IIIリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う記載事項の修正
令和8年1月26日	III.リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピューターウィルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、バーターンファイルの更新を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、バーターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 物理的対策 ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAPP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 技術的対策 ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピューターウィルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、バーターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAPP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う記載事項の修正

令和8年1月26日	III.リスク対策 10. その他のリスク対策	<p>中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <p>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	<p>中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <p>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う記載事項の修正
-----------	----------------------------	---	---	----	--------------------------------